

参考資料 1

最終処分場の廃止に係る 技術上の基準

最終処分場の廃止に係る技術上の基準

(一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

表-1 最終処分場における維持管理基準項目一覧表(本文引用箇所のみ抜粋)

基準の内容	一般	産業		
		安定	管理	遮断
10) 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水または地下水集排水設備により採取した地下水の水質検査を次により行うこと。 イ.埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率および塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 *安定:電気伝導率、塩化物イオン除く ロ.埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ.埋立開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。 ニ.電気伝導率または塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目について測定・記録すること。	-	-	-	-
		*		
		×		
		×		
14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	-	-	-	-
		×		×
		×		×
		×		×
17) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)		×		×
18) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。		×		×
19) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量および最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。				
22) 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。	×	×	×	
23) 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊または保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊または保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	×	
27) 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	×		×	×
28) 27)により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	×		×	×

凡例: 適用、×適用無し

表-2 最終処分場における廃止基準項目一覧表

基準の内容	一廃	産廃		
		安定	管理	遮断
1) 廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。		×		×
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。				
3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。				
4) ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。				
5) 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ. 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ. 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること				
6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 (1)排水基準等 6月に1回以上 (2)水素イオン濃度,BOD,COD,SS 3月に1回以上		×		×
7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、またはガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。				×
8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。				×
9) おおむね 50cm 以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。				×
10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。		×		×
11) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。				
12) 地滑り、沈下防止工および外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められないこと。	×	×	×	
13) 外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。	×	×	×	
14) 埋め立てられた廃棄物または外周仕切設備について、環境庁長官および厚生大臣の定める措置が講じられていること。	×	×	×	
15) 地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。	×		×	×
16) 浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目:基準に適合 ・BOD:20mg/l 以下	×		×	×

凡例: 適用、× 適用無し

表-3.1 浸出水（原水質）に関する規制値と測定頻度（管理型処分場廃止基準）

浸出水原水質に関するモニタリングは、埋立開始から埋立終了までの間は規制されていない。
 処分場埋立終了後の廃止基準において、測定頻度が規制されている

廃止基準：保有水（浸出水）の水質が以下の排水基準水質を2年間以上保持していること
 地下水水質が地下水基準に適合していること

項目	基準値（廃止基準）	測定頻度（廃止基準）
アルキル水銀化合物	検出されないこと	2回/年以上
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	"
カドミウムおよびその化合物	0.1mg/L 以下	"
鉛およびその化合物	0.1mg/L 以下	"
有機磷化合物	1mg/L 以下	"
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	"
砒素およびその化合物	0.1mg/L 以下	"
シアン化合物	1mg/L 以下	"
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	"
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	"
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	"
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	"
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	"
1,2 ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	"
1,1 ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下	"
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	"
1,1,1 トリクロロエタン	3mg/L 以下	"
1,1,2 トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	"
1,3 ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	"
チウラム	0.06mg/L 以下	"
シマジン	0.03mg/L 以下	"
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	"
ベンゼン	0.1mg/L 以下	"
セレンおよびその化合物	0.1mg/L 以下	"
ほう素およびその化合物	海域以外の公共用水域に排出:10mg/L 以下、海域に排出:230mg/L 以下	"
ふつ素およびその化合物	海域以外の公共用水域に排出:8mg/L 以下、海域に排出:15mg/L 以下	"
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量100mg 以下	"
水素イオン濃度(pH)	海域以外の公共用水域に排出:5.8 以上～8.6 以下、海域に排出:5.0 以上～9.0 以下	4回/年以上
生物学的酸素要求量(BOD)	60mg/L 以下	"
化学的酸素要求量(COD)	90mg/L 以下(海域および湖沼に適用)	"
浮遊物質(SS)	60mg/L 以下	"
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5.0mg/L 以下	2回/年以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下	"
フェノール類含有量	5.0mg/L 以下	"
銅含有量	3.0mg/L 以下	"
亜鉛含有量	5.0mg/L 以下	"
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下	"
溶解性マンガ含有量	10mg/L 以下	"
クロム含有量	2.0mg/L 以下	"
大腸菌群数	3,000 個/cm ³ ・d	"
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L 以下(海域または湖沼の規制地域に適用)	"
磷含有量	16(日間平均 8)mg/L 以下(海域または湖沼の規制地域に適用)	"
ダイオキシン類	10pg-TEq/L 以下	"

表-3.2 浸透水に関する規制値と測定頻度（安定型処分場）

浸透水に関するモニタリングは、地下水等検査項目及び BOD, COD の基準値、測定頻度が規制されている。

項目	基準値	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.005mg/L 以下	"
カドミウム	0.01mg/L 以下	"
鉛	0.01mg/L 以下	"
六価クロム	0.05mg/L 以下	"
砒素	0.01mg/L 以下	"
全シアン	検出されないこと。	"
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	"
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	"
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	"
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	"
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	"
1,2 ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	"
1,1 ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	"
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	"
1,1,1 トリクロロエタン	1mg/L 以下	"
1,1,2 トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	"
1,3 ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	"
チウラム	0.006mg/L 以下	"
シマジン	0.003mg/L 以下	"
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	"
ベンゼン	0.01mg/L 以下	"
セレン	0.01mg/L 以下	"
BOD または COD	BOD: 20mg/L 以下 COD: 40mg/L 以下	埋立開始後 1 回/月以上 埋立終了後 4 回/年以上

* 安定型処分場の廃止基準（水質）

- ・ 浸透水の水質：地下水等検査項目基準に適合および BOD20mg/L 以下
- ・ 現に地下水の水質が、基準に適合していること

表-4 浸出水(放流水質)に関する規制値と測定頻度

浸出水放流水質に関する規制は、基準省令において、基準値およびその保全のための測定頻度が設定されている。

項目	基準値	測定頻度
アルキル水銀化合物	検出されないこと	1回/年以上
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	"
カドミウムおよびその化合物	0.1mg/L 以下	"
鉛およびその化合物	0.1mg/L 以下	"
有機燐化合物	1mg/L 以下	"
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	"
砒素およびその化合物	0.1mg/L 以下	"
シアン化合物	1mg/L 以下	"
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	"
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	"
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	"
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	"
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	"
1,2 ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	"
1,1 ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下	"
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	"
1,1,1 トリクロロエタン	3mg/L 以下	"
1,1,2 トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	"
1,3 ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	"
チウラム	0.06mg/L 以下	"
シマジン	0.03mg/L 以下	"
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	"
ベンゼン	0.1mg/L 以下	"
セレンおよびその化合物	0.1mg/L 以下	"
ほう素およびその化合物 ^{注1)}	海域以外の公共用水域に排出:10mg/L 以下、海域に排出:230mg/L 以下	"
ふつ素およびその化合物 ^{注2)}	海域以外の公共用水域に排出:8mg/L 以下、海域に排出:15mg/L 以下	"
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物 ^{注3)}	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量 100mg 以下	"
水素イオン濃度(pH)	海域以外の公共用水域に排出:5.8 以上 ~ 8.6 以下、海域に排出:5.0 以上 ~ 9.0 以下	1回/月以上
生物学的酸素要求量(BOD)	60mg/L 以下	"
化学的酸素要求量(COD)	90mg/L 以下 (海域および湖沼に適用)	"
浮遊物質(SS)	60mg/L 以下	"
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5.0mg/L 以下	1回/年以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下	"
フェノール類含有量	5.0mg/L 以下	"
銅含有量	3.0mg/L 以下	"
亜鉛含有量	5.0mg/L 以下	"
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下	"
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下	"
クロム含有量	2.0mg/L 以下	"
大腸菌群数	3,000 個/cm ³ ・d	"
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L 以下(海域または湖沼の規制地域に適用)	"
磷含有量	16(日間平均 8)mg/L 以下(海域または湖沼の規制地域に適用)	"
ダイオキシン類	10pg-TEq/L 以下	"

注1) 当面の間、海域以外の公共用水域に排出: 50mg / L 以下

注2) 当面の間、海域以外の公共用水域に排出: 15mg / L 以下

注3) 当面の間、1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量: 200mg / L 以下

表-5 地下水質に関する規制と測定頻度

地下水質に関する規制は、地下水質の基準値保全のため、測定頻度が設定されている。

項 目	基準値	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始前1回 埋立開始後1回/年以上
総水銀	0.0005mg/L 以下	〃
カドミウム	0.01mg/L 以下	〃
鉛	0.01mg/L 以下	〃
六価クロム	0.05mg/L 以下	〃
砒素	0.01mg/L 以下	〃
全シアン	検出されないこと。	〃
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	〃
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	〃
1,2 ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	〃
1,1 ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	〃
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	〃
1,1,1 トリクロロエタン	1mg/L 以下	〃
1,1,2 トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	〃
1,3 ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	〃
チウラム	0.006mg/L 以下	〃
シマジン	0.003mg/L 以下	〃
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃
ベンゼン	0.01mg/L 以下	〃
セレン	0.01mg/L 以下	〃
電気伝導度 *		埋立開始前1回 埋立開始後1回/月以上
塩素イオン *		〃

注) * 安定型処分場については、電気伝導度、塩素イオンの測定は規制無し(適用されない)